

告 示

公益社団法人墨田区医師会は、定款並びに定款施行規則により、次の選挙を行います。

1 議 長 1 名

1 副 議 長 1 名

(議長、副議長任期：選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会において後任者が選出された時まで)

1 理 事 15～19名

(うち、会長：1名 副会長：2～4名 外部理事1名)

1 監 事 4名

(うち、外部監事：1名)

(役員任期：選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時まで)

1 裁定委員会委員 5名

(裁定委員任期：選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時まで)

選挙施行期日 令和7年6月24日(火曜日)
候補者届出締切期日 令和7年6月12日(木曜日)午後5時まで
候補者届出場所 東京都墨田区東向島2丁目36番10号 6階
墨田区医師会 事務局
電話番号：03-3611-0068
(郵送などによることなく、直接持参して下さい。)

令和7年5月12日

墨田区医師会 選挙管理委員会

定款施行規則

(役員等の選挙)

第25条 議長、副議長、役員、裁定委員会委員の選挙は、隔年定時総会で行うものとする。

(選挙の告示)

第28条 選挙管理委員は、選挙の行われる日の少なくとも20日前までに告示するとともに、これを選挙人に通知しなければならない。

(立候補)

第29条 立候補しようとする者は、選挙の告示があった日から、選挙日の7日前までに、定められた様式によりその旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

(候補者の推薦)

第30条 各選挙において、会員が他の会員を候補者として推薦しようとするときは前条の期間内に本人の承諾を得て、文書で選挙管理委員会にその推薦届出をすることができる。ただし、当該候補者の推薦人は、2人以上を必要とする。